

「地域の安全・安心」に関する包括連携に関する協定書

「地域の安全・安心」に関する包括連携に関する協定書

高知県警察（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携して県民の安全・安心な生活を実現するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、県民の安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために必要な事項を定めるものとする。

（運用の基本）

第2条 この協定の運用は、甲と乙の相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

（連携の項目）

第3条 甲と乙が、この協定により連携する項目は次のとおりとする。

- (1) 地域の見守り活動に関すること。
- (2) 防災・減災対策等に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。
- (4) サイバーセキュリティ対策に関すること。
- (5) 特殊詐欺をはじめとする各種犯罪対策に関すること。
- (6) その他県内における安全・安心に関すること。

（配意事項）

第4条 甲と乙は、この協定の運用に当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) 第3条に定める事項について役割分担、費用負担その他必要と認められる条件の詳細は、必要に応じて、甲と乙が事前に協議の上決定すること。
- (2) 甲と乙は、平常時から相互に情報交換を行い、連絡体制を確立すること。
- (3) この協定は、乙に特別の権限を付与したものではないこと。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。疑義が生じた場合も、同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲と乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た相手方の非公開情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、第1条に規定する趣旨以外に相手方の非公開情報を使用してはならない。

3 第1項及び第2項に規定する非公開情報は、次の各号のいずれかに該当するときは、非公開情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となつているとき。
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有しているとき、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したとき。
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得したとき。
- (4) 法令により開示を求められたとき。

4 甲と乙は、この協定終了後も、第1項及び第2項の義務を負うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部

本 部 長

乙 香川県高松市紺屋町1番地6